（施行前の準備等）

第二条　都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長は、この省令の施行日（以下「施行日」という。）前においても、生活困窮者就労訓練事業を行おうとする者の申請に基づき、法第十条第一項の基準（以下「認定基準」という。）に相当する基準に適合していることにつき、同項の認定に相当する認定（以下「相当認定」という。）をすることができる。

第三条　都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が相当認定をしたときは、当該相当認定は、法の施行日までの間に当該相当認定を受けた生活困窮者就労訓練事業が認定基準に相当する基準に該当しなくなったときを除き、施行日以後は、当該都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が行った法第十条第一項の認定とみなす。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第四条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省・労働省令第一号）の一部を次のように改める。

別表中四十五の七の次に次の一号を加える。

四十五の八	生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に係る申請等　同法第十条第一項の認定の申請及び第十五条第二項の報告

様式第一号（第十三条関係）（表面）

生活困窮者住居確保給付金支給申請書

フリガナ			
①氏　　名			
②生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日　　満（　　）歳		
③電話番号		④性別	男・女

申立事項

⑤２年以内に離職したこと

離職時期	
離職した事業所	

⑥離職前に世帯の生計を主として維持していたこと

離職前の雇用状況等、世帯の生計を維持していた状況	

⑦次の⑴又は⑵のいずれかに該当していること（いずれか該当する方に記載）

⑴　住居を喪失していること

住居を喪失した時期	
喪失した住居の住所	
現在の状況	

⑵　住居を喪失するおそれがあること

現在の住所	
住居の家主等	
喪失するおそれのある住居の家賃額	
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ					合計
氏名					
続柄	本　人				
性別					
生年月日					
収入（月額）	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円

※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近３か月間の平均収入を記載する。失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則（以下「則」という。）第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給を申請します。

私の個人情報が、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第４条第１項第２号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

都道府県等の長殿

記名押印又は署名

申請者氏名　　印

様式第一号（裏面）

（注　意　事　項）

1　申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。

2　受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。

3　支給に関して必要な範囲で、法第15条に基づき、報告等を求めることがあります。

4　支給決定に必要な範囲で、法第16条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。

5　支給決定に必要な範囲で、法第16条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。

6　則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。

7　則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。